

答申第 915 号

諮問第 1586 号

件名：特定の情報を私物化して裁判証拠として隠している理由の判かる文書の  
不開示（存否応答拒否）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 6 月 26 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が平成 30 年 7 月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

不開示とした根拠適用することで個人情報を保護することにはなる。ある程度、必要な事であることは理解する。

しかし、本件の場合。請求人に対して国家権力が税金を投じて、法律（犯罪捜査規範）に則り<sup>のつと</sup>合理捜査（4 条）によって得た証拠があつたにも関わらず、これを隠し、且つ改ざんを行って警察の都合のよいものだけを表に出す行為は、同法 2 条に反している上に権力を用いて請求人の基本的人権をも踏みにじっていて公費集集した証拠を隠している以上、到底、公平誠実な捜査権行使では断じてない。公益上の理由による裁量的開示がされなければ不自然ではないか。よく考えられたいのは、1 警察官は証拠を改ざんしている。2 警察全体で証拠を隠し続けている。

##### イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (ア) 平成 30 年 11 月 27 日付け反論書

弁明書によると当該 110 番通報の内容は存在することになる。これ

が認められる。

他方、県の条例を示すことなく、第 10 条文書の存在の有無を答えると個人情報の開示となると記述している。

そうであれば、「110 番事案表を作成し保管している。これも既に開示目的を承知している処分庁の弁明内容と齟齬する。つまり、本件弁明書によって 110 番通報の内容は存在する事が有に認められる。

処分庁は、条例の内容で自分に都合の良い部分だけをつまみ上げた上で不開示の決定の正当性を強く主張する。

しかし、本来の法律とは、必ず両者に対して防御ができるものであって、例えば行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 8 条が今の状態とすれば、同法第 7 条では、公益上の理由で裁量的開示が可能。

本件に個人情報が含まれている事も確かであるものの、これらの内容の全ては裁判で認定された内容を大きく覆すものであって愛知県警察の一部の警察官が作成した裁判証拠書類内容と事実が異なるもの。

果たして、これが公益上理由がないと言えるのか。

本心でそう思っているとすれば公務員として問題がある。仮に組織の運営上。つまり警察のメンツがあって、この様に反対している又は自己の出世のために対抗しているものとしても、それが通るものだとすれば県の公安委員会の存在理由こそが疑問であると言わざるを得ない。

私は、何でもかんでも開示しろと申出ているのでなく開示する・しないに当たり厳正・厳格であって然るべきという法律の趣旨は良くても、今回の様に裁判が終って後。

- ①警察官作成の証拠書類に改ざんが認められる。
- ②各調書該当人と調書内容の主張が大きく異なる。
- ③上記①、②に対して捜査がされていなかった事が判った。
- ④H16 年の段階でも存在する証拠を示さない上で、調書作成を強要。

これらが日本の警察の正当捜査と言えるのか。これを県公安委員会は正義というのか。

どうも失当と言う言葉が使いたいのかあるいは、裁判所裁判官のまねをしているのか、稚拙に思えるが、

- ①本件手続きに不備はない。
- ②少なくとも警察は公費によって得た証拠を、まだ隠している事は認められる。
- ③07 年最高裁は取調べメモさえも証拠開示を認めている。
- ④報道でも公権力を用いて得たものを独占できないと言っている。

⑤そもそも警察は何を持っているかすら答えていない。

隠蔽は事実であって、一般的に広く民間人は証拠を公費で得たのであれば公にしなさいよと言っており、仮に私物であったとしても、最高裁までが内容がメモ以上のものは公文書で、場合によっては開示すべきと認めているにも関わらず単に失当ではないのに失当だと揶揄するかのごとく本件を棄却させることは断じてあってはならない。

(イ) 平成 31 年 2 月 12 日付け反論書

処分庁の平成 31 年 1 月 11 日付け反論書によると反論書によって行政文書の存在を認めたものではないという。

しかしながら、反論書ないし、弁明書にて 110 番通報内容とは、行政文書「110 番事案表」が作成されて、保管されている旨が明記されており、もはや反論書と弁明書の内容の齟齬を鑑みれば反論書として破綻している。認めたくない。これは反論に該当しない。

私からの反論書の内容は、概ねが理由はないという。

- ①警察官作成の証拠書類の改ざん。
- ②改ざんによって実際の内容と大きく異なる判決。
- ③そもそも捜査がされていない事。
- ④現在に至るまで証拠が隠されている。

これらを理由がない旨を反論材料にしている時点で本件反論書作成者は警察官を辞めてほしい。犯罪捜査規範は法律であって各条心構えに反した信念を持っているのは明らかな上に警察法第 1 条の目的とも合致しない思想。

本件の反論趣旨とは、警察官の信念ではなく、反論書作成関与人の警察組織保身でしかない。

私は、公費によって得た情報の開示を求めている。この点は 2007 年の段階で最高裁も認めているし、各誌報道も権力を用いて得たものを公的機関が占有している事を否としているにも関わらず本件でも同様の事をして、これを継続する。

特に、本件は警察官が行った証拠の改ざんで、これが時効完成という検察庁の判断が下って、もはや刑事責任が追及できない。

そうであれば、公益上の理由で裁量的開示がされなければ正義に反する。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明書における主張

ア 事実経過

(ア) 本件処分の前段となる行政文書開示請求

a 本件処分の前段となる行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 30 年 5 月 31 日、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、「平成 16 年 4 月末特定の個人を逮捕したことで情報提出した特定年月日の 110 番通報内容。」を対象とする行政文書開示請求（以下「5 月開示請求」という。）を受理した。

b 5 月開示請求の対象となる行政文書

5 月開示請求において、審査請求人は、特定の個人が特定年月に逮捕され、当該逮捕に関連する 110 番通報が特定年月日にあったとした上で、当該 110 番通報の内容に係る行政文書（以下「5 月請求対象文書」という。）の開示を求めているものであり、110 番通報の内容を記録した行政文書としては、「110 番事案表」が存在する。

愛知県警察において受信した 110 番通報は、警察本部内に所在する通信指令室で受理し、管轄警察署等に通報している。

通報を受けた管轄警察署等は事案処理を行い、その結果等を入力した行政文書が「110 番事案表」であり、事案処理した主たる警察署が当該 110 番通報に係る「110 番事案表」を作成し、保管している。

c 5 月開示請求に係る行政文書不開示決定

処分庁は 5 月開示請求に係る 5 月請求対象文書について、条例第 10 条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとき」に該当し、「行政文書があるかないかを答えるだけで、条例第 7 条第 2 号に規定する個人情報を開示することとなるため、開示請求に係る行政文書があるともないとも答えることはできない。」として、平成 30 年 6 月 14 日付けで行政文書不開示決定通知書（地通発第 2340 号）により行政文書不開示決定を行った。

(イ) 本件処分に係る行政文書開示請求

a 本件処分に係る行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 30 年 7 月 3 日、警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、「地通発第 2340 号（平成 30 年 6 月 14 日）によると、条例第 7 条 2 号を理由に開示しないとしている。他方、本件資料は取り調べ官から示されているので文書は存在している。ところで、本件、当該情報を私物化して裁判証拠として隠している理由の判かる文書。」を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

b 本件開示請求の対象となる行政文書

本件開示請求において審査請求人は、5 月請求対象文書は存在し

ているとした上で、「当該情報を私物化して裁判証拠として隠している理由の判かる文書」の開示を求めているものであり、すなわち、審査請求人は、特定の個人が逮捕され、当該逮捕に関連する110番通報が特定年月日にあったとした上で、当該110番通報の内容を愛知県警察が隠ぺいしている理由が記載された行政文書の開示を求めているものであると解される。

c 本件開示請求に係る行政文書不開示決定

処分庁は本件開示請求に係る本件請求対象文書について、条例第10条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、平成30年7月17日付けで行政文書不開示決定通知書（地通発第2837号）により行政文書不開示決定を行った。

イ 本件処分の理由

(ア) 条例第7条第2号該当性

a 条例第7条第2号本文該当性

(a) 条例第7条第2号本文は、個人情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しており、これを不開示情報としている。

(b) 5月開示請求は、個人を特定していることから、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

そして、当該特定の個人が逮捕された事実の有無及び当該特定の個人の逮捕に関連する110番通報が行われた事実の有無についても、同号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当し、当該個人情報を前提とした本件請求対象文書の有無についても、同号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

b 条例第7条第2号ただし書該当性

本件の個人情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第7条第2号ただし書イには

該当せず、さらに、同号ただし書口及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

(イ) 条例第 7 条第 4 号該当性

a 条例第 7 条第 4 号本文は、犯罪捜査等情報を「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しており、これを不開示情報としている。

b 犯罪の捜査において事件の端緒をどのように把握したかや収集した情報のうちどのような情報が捜査に活用されたかという情報は、犯罪捜査の手法、技術、方針等に関する情報であり、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 4 号本文に規定する不開示情報である犯罪捜査等情報に該当する。

そして、特定の個人の逮捕に関連する、特定年月日に行われた 110 番通報の事実の有無は、不開示情報である犯罪捜査等情報に該当し、当該犯罪捜査等情報を前提とした本件請求対象文書の有無についても、同号本文に規定する犯罪捜査等情報に該当する。

(ウ) 条例第 10 条該当性

a 条例第 10 条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

b 本件開示請求は、上述のとおり不開示情報である個人情報及び犯罪捜査等情報を前提とした上で、特定の個人の逮捕に関連する、特定年月日に行われた 110 番通報の内容を愛知県警察が隠ぺいしている理由が記載された行政文書の開示を求めるものであり、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第 10 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」場合に該当する。

(エ) 本件処分の正当性

情報公開制度は、何人に対しても、目的は問わず行政文書の開示請求を認めていることから、開示請求者本人から当該本人に関する情報の開示があった場合でも、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示の判断を行うこととなる。

すなわち、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等に関わらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するも

のであるから、たとえ開示請求者が当該情報の関係者であったとしても、開示・不開示の判断に影響するものではない。

よって前記(ア)、(イ)及び(ウ)のとおり、本件請求対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるから、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は適正である。

(オ) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「公費で集めた証拠を都合が悪いという理由で警察権力を濫用して隠ぺい」等の主張をしている。

すなわち、5月請求対象文書は存在しているが警察は隠ぺいしており、隠ぺいを明らかとするため本件開示請求をしたものと解されるが、本件処分が適正な処分であることは前記(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)のとおりであるから、上述の審査請求人の主張には理由はなく、失当であることは明らかである。

(2) 平成30年11月27日付け反論書に対する反論

ア 審査請求人は、弁明書において、処分庁が、110番事案表について、行政文書開示請求の対象文書として存在していることを認めている旨主張するが、弁明書は、愛知県警察において110番通報内容を記録する行政文書として、110番事案表の存在を説明したものであり、特定の110番通報に係る「110番事案表」の存在を指したのではなく、審査請求人がした行政文書開示請求の対象となる行政文書の存在を認めたものではない。

イ その他、審査請求人は<sup>るる</sup>縷々主張するが、いずれの主張も本件処分を覆す理由とはなり得ず審査請求人の主張に理由はない。

#### 4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、特定の個人が逮捕され、当該逮捕に関連する110番通報が特定年月日にあったとした上で、当該110番通報の内容を愛知県警察が隠蔽している理由が記載された行政文書であると認められる。

(2) 条例第10条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方にに基づき、処分庁が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

処分庁は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 2 号及び第 4 号の規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第 7 条第 2 号及び第 4 号該当性について、以下判断する。

#### イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

本件開示請求は、別件の開示請求である 5 月開示請求の存否応答拒否による不開示決定通知書の文書番号を引用した上で、当該不開示決定を前提として開示請求を行ったものである。5 月開示請求は、特定の個人の逮捕に関する特定年月日の 110 番通報の内容を求めるものであったことから、5 月請求対象文書が存在することを前提とした本件開示請求に対して文書の存否を応答することにより、特定の個人の逮捕に関する特定年月日の 110 番通報の事実の有無を明らかにする結果となると認めら



れる。

よって、本件請求対象文書の存否は、特定の個人の逮捕に関して 110 番通報が行われたか否かの情報であるため、条例第 7 条第 2 号に該当すると認められる。

ウ 条例第 7 条第 4 号該当性について

条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

前記イにおいて述べたとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人の逮捕に関する特定年月日の 110 番通報の事実の有無を明らかにする結果となると認められる。

特定の個人の逮捕に関する特定年月日の 110 番通報の事実の有無を明らかにすれば、犯罪の捜査において特定の事件の端緒をどのように把握したか、収集した情報のうちどのような情報が捜査に活用されたかという情報が明らかとなり、捜査の手法、技術、方針等が判明することから、今後の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることが犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第 7 条第 4 号に該当すると処分庁が認めることにつき相当の理由があるといえる。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

地通発第 2340 号（平成 30 年 6 月 14 日）によると、条例第 7 条第 2 号を理由に開示しないとしている。

他方。本件資料は取り調べ官から示されているので文書は存在している。

ところで、本件、当該情報を私物化して裁判証拠として隠している理由の判かる文書。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.11.13	諮問（弁明書の写しを添付）
30.12.11	審査請求人からの平成30年11月27日付け反論書の写しを審査庁から受理
31. 1.17	処分庁からの平成31年1月11日付け反論書の写しを審査庁から受理
31. 3.12	審査請求人からの平成31年2月12日付け反論書の写しを審査庁から受理
1. 8.23 (第580回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 9.27 (第582回審査会)	審議
1. 10.25	答申